

宮城県宅地建物取引業協会と業務提携に関する基本協定を締結しました

本会は、去る5月11日公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会と業務提携に関する基本協定を締結しました。

基本協定は、東日本大震災を契機に実施してきた「暮らしのなんでも相談会」に継続的に参加していただいた経緯から両会が相互に連携を図り、宮城県民そして双方の会員が生活・業務情報の享受にあずかるとともに、地域に関連する公益事業の推進に寄与することを目的としています。

締結セレモニーに当たり、宅地建物取引業協会の佐々木正勝会長は「念願であった行政書士会との締結により、宮城県に住んでよかったと一人ひとりに思われるために垣根を越えて士業同士が連携する。この締結を梃子にして士業連携を広域的に展開するための第一歩にしたい」と述べられ、一方、当会の佐々木政勝会長は「いろいろな悩みを抱えたときの生活者にとっては勿論、ハイレベルの相談にも対応することができ、クライアントである顧客、そして私たちにとって三方良し、四方良しの関係構築に他ならない」とメッセージの交換を行いました。

締結式のフリートーキングの場面では、空き家問題など地域の諸課題を巡る多角的視点による問題共有の重要性、国の制度創設に当たっての要望活動の必要性と有効性などについてそれぞれの思いを語り、併せて両会の会長の氏名が同一であることも話題にあげられました。

今回の締結を契機に、双方においてセミナーへの講師の派遣、研修・イベント等の共同開催など機会を捉えての相互企画の推進について情報共有が図られました。

